見積参考資料 芸西村 (金抜)

7 土工 第11号 高知県 安芸郡芸西村 和食甲

村単独事業 村道維持工事6工区 実施設計書

作業区分請負

完成期限 令和 7年11月20日

工種区分

施工地域区分

令和 7年 4月11日 積算単価適用

単価適用地区 安芸土木事務所 1地区(南部地区)

- ・「見積参考資料」は入札参加業者の迅速で適正な工事費 の見積りのための一資料であり、請負契約を拘束するも のではない。
- ・ 入札においては「見積参考資料」に記載された事項を 最優先するものとし、その他の閲覧資料との表示に違い がある場合においても、入札の公正性が確保される範囲 で入札事務を継続するものとする。
- ・「見積参考資料」に記載されている積算に関する事項に ついては、契約後、必要に応じて建設工事請負契約書の 規定に基づき、協議を行う場合がある。

	r. 2
~ ± lm ~	+1)
工事概要	起工又は変更理由
道路除草:A=5655m2	
Дения · И 0000m2	
FROM TO	
図面番号	
整理番号	

特記仕様書

第1条 十木工事共通仕様書の適用

1 本工事の施工にあたっては、「高知県建設工事共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

但し、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、 便覧等は改訂された最新のものとする。なお、工事途中で改訂された場合は、この 限りではない。

第2条 環境物品等の調達の推進(グリーン購入法)

1 本工事において「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「環境物品等の調達に関する基本方針及び調達方針」に基づき 重点調達品目について積極的な利用をすること。なお、重点調達品目の中で木材 ・木製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関す る法令に照らして合法なものを使用することとする。

第3条 県内産資材の優先使用

1 本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。

なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載 し、監督員の確認を受けること。また、検査時に県外産資材を使用した理由を検査 職員に説明すること。

注1:県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。

ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたもの、③木製型枠は、高知県内の森林から生産された木材で製造されたものとする。

注2: 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

第4条 木材等を使用した公共土木施設の実績調査

- 1 本工事の受注者は、木材を利用した場合には、木材等を使用した公共土木施設の 実績を【高知県電子申請サービス】から申請すること。なお、【高知県電子申請サ ービス】による申請は以下のとおりとする。
- 2 申請について
- (1) 受注者が高知県ホームページの高知県電子申請サービスのページから電子申請を 行う。

(https://s-kantan.jp/pref-kochi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq

=2052)

手続き名:高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査

- (2) 申請前に電子申請システムから出力した「高知県土木部 公共土木工事木材利用実績調査」を工事監督職員へ提出し確認を受けること。
- (3) 申請内容に関する問合わせは工事監督職員または高知県土木部技術管理課、システム操作に関する問合わせは「お問合せコールセンター」(申請画面下に掲載)とする。

第5条 個人情報の保護

1 受注者は、この契約による工事を施工するための個人情報の取り扱いについては、 個人情報の保護に関する法律を遵守すること。

第6条 ダンプトラック等による過積載の防止

- 1 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2 さし枠装着車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3 過積載車両、さし枠装着車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長する ことのないようにすること。
- 4 取引関係のあるダンプトラック事業者が過積載を行い、またさし枠装着車等を土 砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5 建設発生土の処理及び資材の購入等にあたって、下請け業者及び資材納入業者の 利益を不当に害することのないようにすること。
- 6 以上のことにつき受注者は、下請け業者を十分に指導すること。

第7条 軽油単価の適正な運用

1 本工事において、受注者もしくは受注者の下請業者等が使用する建設機械の動力 源に使用する軽油において、軽油引取税の課税対象の免許証の交付及び承認がある 場合は、すみやかに発注者に報告しなければならない。また、その場合、該当する 建設機械に使用する軽油単価は免税後の単価に変更するものとする。

第8条 不正軽油の使用禁止

1 受注者は、工事の施工に当たり、使用する車両及び建設機械等の燃料として、不正軽油を使用してはならない。

注:不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を受けないで製造又は譲渡された次のものをいう。

- ① 軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
- ② 軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和して製造されたもの

特記仕様書

- ③ 自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素(重油、灯油等)
- 2 受注者は、県が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。

第9条 ウィークリー・スタンスについて

1 本工事は、計画的な工事の履行を確保しつつ、非効率なやり方の工事の環境等を 改善し、より一層魅力のある仕事、現場の創造に努めることを目的としたウィー クリー・スタンス対象工事である。なお、取組内容及び進め方は、ウィークリー ・スタンス実施要領によるものとする。

(令和6年3月13日付け5高技管第406号「ウィークリー・スタンス実施要領の制定について」参照)

- 第10条 監督職員による検査(確認を含む)及び立会等
- 1 監督職員の立会を要する工種については、施工計画書提出時に、立会時期・頻度等を定めるものとする。
- 第11条 デジタル工事写真の小黒板情報電子化

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、 被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入及び、 工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、 工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の1から4の全てを実施することとする。

1 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html 記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」

を参照すること。ただし、使用機器を限定するものではない。

2 デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、前項1の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)2撮影基準による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、高知県建設工事技術管理要綱の第9条(写真管理)及び高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版(工事編)の表 2-1電子納品に関連する要領・基準に定めるデジタル写真管理情報基準に準ずるが、前項2に示す小黒板情報の電子的記入については、高知県電子納品運用に関するガイドライン第5.2版(工事編)の5-3.デジタル写真の編集で規定されている写真編集には該当しない。

4 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、前項2に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第12条 設計図書の変更

1 設計変更等については、建設工事請負契約書第18条から第20条及び第22条から第25条並びに高知県建設工事共通仕様書共通編1-1-1-14から1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「建設工事請負契約における設計変更ガイドライン(令和2年4月(高知県土木部))」によることとする。

第13条 法定外の労災保険の付保

1 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第14条 工期

工期には、実働日数、雨天日、準備期間、後片付け期間及びその他作業不能日が含

特記仕様書

まれる。

また、工期に猛暑日を含むと想定される工事には、猛暑日日数7日が工期に含まれている。なお、実際の猛暑日日数が7日から大きく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合は、受注者は発注者へ工期の延長変更を請求することができる。

(港湾工事及び港湾海岸工事を除く)

※猛暑日とは、8時から 17 時までのWBGT値が 31 以上の時間を足し合わせた 日数 (休日を除く) とする。WBGT値は、環境省熱中症予防情報サイトに掲載 されている観測データによる。

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

【工程関係】

- 1. 他の工事による施工時期及び全体工期等への影響・・・・・無
- 2. 施工時期、施工時間及び施工方法の制限・・・・無
- 3. 当該工事の関係機関との協議の未成立事項・・・・無
- 4. 他官庁等の特定条件による影響・・・・無
- 5. その他・・・・無

【用地関係】

1. 工事用地等の未処理部分・・・・無

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

2. 仮設ヤード等に官有地及び発注者借り上げ地の使用・・・・無

【安全対策関係】

- 1. 交通安全施設等の指定・・・・無
- 2. 近接する公共施設・・・・・鉄道・ガス・電気・電話・水道・・・・・無
- 3. 防護施設の必要・・・・落石・土砂崩落・・・・無
- 4. 発破作業等の保安設備及び保安要員の配置の指定・・・・無
- 5. 発破作業等の制限・・・・無

【工事用道路関係】

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

- 1. 一般道路を搬入路として使用する場合
- (1) 経路、期限の制限・・・・無
- (2) 使用中及び使用後の処置・・・・無
- 2. 仮設路を設置する場合
- (1) 安全施設等の設置の必要・・・・無
- (2) 工事終了後の措置・・・・撤去
- (3)維持及び補修の必要・・・・無
- 3. 一般道路の占用の必要・・・・無

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

【仮設備関係】

- 1. 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を次年度に使用又は転用、兼用の予定・・・・無
- 2. 仮設備の構造、施工方法の指定・・・・無
- 3. 仮設備の設計条件・・・・無

【建設副産物関係】

- 1. 建設発生土の搬出・・・・無
- 2. 建設副産物の現場内での再利用及び減量化が必要・・・・無
- 3. 産業廃棄物の処理条件(*処理を委託する場合は、委託契約条件締結のうえマニフェストを使用のこと)・・・・・無

【公害対策関係】

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

- 1. 公害防止(騒音・振動・粉じん等)のため、施工方法、機械施設・作動時間等の制限・・・・・無
- 2. 第三者に被害を及ぼすことの懸念・・・・無

【工事支障物件関係】

- 1. 地上、地下等の支障物件・・・・無
- 2. 地上、地下等の占用物件工事と重複施工・・・・無

【排水工(濁水処理を含む)関係】

1. 濁水、湧水等の処理対策の指定・・・・無

【現場環境改善関係】

1. 現場環境改善費・・・・無

工事番号 7 土工

第11号

明示事項 (説明書)

【その他】

- 1. 工事用資機材等の保管指定・・・・無
- 2. 工事現場発生品の処理指定・・・・無
- 3. 支給資材及び貸与品・・・・無
- 4. 工事用電力等の指定・・・・無
- 5. 交通誘導警備員の配置・・・・無
- 6. その他・・・・無

工事費內訳表					
費目・工種・細別等	単位	数量	単 価	金額	摘要
本工事費					
道路維持·修繕					
道路維持					
除草工					
道路除草工					
除草	式	1			明細表 第1号
直接工事費計					
諸経費等	式	1			
工事価格					
消費税等相当額					

工 事 費 内 訳 表					
費目・工種・細別等	単位	数量	単価	金 額	摘 要
請負工事費					

明細表 第 1号 除草

明細表

名称・規格・条件	単 位	数量	単 価	金額	摘 要
機械除草(肩掛式)・集草・積込運搬 飛び石防護有り ,ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積) ,6.5km以下 ,しない<標準>(全ての費用)	m²	5, 655			施工P 第 1 号
1 式 当り					

諸経費計算情報

単価適用年月日	令和 7年 4月11日
単価適用地区	安芸土木事務所 1地区(南部地区)
除雪工事で営繕費の補正を行う場合の補正	補正しない
堤頂20mの補正	補正しない
緊急工事の補正	補正しない
工事価格まるめ区分	万円まるめ
諸経費等率指定	率指定する
諸経費等率	40%
現場環境改善費の計上有無	計上しない